

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

健康まちづくり部 保健衛生課

処 分 名	旅館業の地位の承継の承認（相続）
拠法令・条例・規則及びその条項号	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の3第1項
審査基準関係	<p>関係条項</p> <p>旅館業法第3条の3第3項において準用する第3条第2項から第4項及び第6項、八尾市旅館業法施行条例（平成29年八尾市条例第60号）第3条の規定に適合していること。</p> <p>基 準</p>
標準処理期間	総日数 10日（注：備考欄に記載の期間は含まれない。）
備 考	<p>ただし、次の期間は標準処理期間には含まれない</p> <p>(1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間</p> <p>(2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間</p> <p>(3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間</p> <p>(4) 本市の勤務を要しない日の日数</p>